

News Letter

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人

2022
July
Vol.208



発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

Contents

- ・ [Oracle Database 機能紹介 Recovery Manager](#)
- ・ [Internet Explorer 終了に伴いまして](#)
- ・ [機械のメンテナンスの管理](#)
- ・ [操作ナビの活用](#)
- ・ [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- ・ [NFT を取引した場合の課税関係について](#)
- ・ [インボイス制度導入に伴う免税事業者取引の対応](#)

|| Oracle Database 機能紹介 Recovery Manager

はじめに

Oracle Database には、「Data Pump」と「Recovery Manager」という、二つのバックアップツールが存在します。

「Data Pump」は比較的簡単な操作で使用できますが、データベースに障害が発生した場合、バックアップ取得時点の状態にしか戻すことができません。

一方、「Recovery Manager」は、設定や操作方法が少々難しいですが、万一、データベースに障害が発生した場合、バックアップ取得時点に戻すだけでなく、障害発生直前の状態に、データベースを復元することが可能です。

Oracle Database の物理構造

Oracle Database の物理構造は、「制御ファイル」「データファイル」「REDO ログ」で構成されています。この三種類のファイルを総称して、「データベースファイル」と呼びます。

制御ファイルには、データベースの管理情報等が格納されています。

データファイルには、各種のユーザデータ・システムデータが保存されます。

REDO ログには、データベースに対して行われた、全体的な変更履歴が保存されます。REDO ログは、通常、3 個用意し、その 3 個を循環して使用します。つまり、古い変更履

歴は、上書きされ、消去されます。

古い変更履歴を残す必要がある場合、REDO ログのバックアップとして、「アーカイブログ」というファイルを作成することができます。アーカイブログを作成する動作モードのことを、「アーカイブログモード」と呼びます。

REDO ログ、および、アーカイブログは、多重化（同じファイルを複数のフォルダに保存）することが可能です。

REDO ログ、アーカイブログを多重化することにより、万一、一部のファイルが失われても、データの損失を防ぐことができます。

Recovery Manager によるデータベースの復元

Recovery Manager（以下 RMAN）を運用する場合、通常、データベースを、アーカイブログモードに設定します。

例えば、図 1 のように、毎日 1:00 に RMAN バックアップを取得しているとして、7/2 16:00 に障害が発生してデータベースがダウンしたとします。

この場合、7/2 1:00 に取得した、「RMAN バックアップ 2」を復元することになります。これだけであれば、7/2 1:00～16:00 に入力されたデータは、全て失われます。

RMAN では、バックアップを復元した後で、アーカイブログ、および、REDO ログに記録されている変更履歴を適用することにより、7/2 1:00～16:00 に入力されたデータを復元することができます。

図 1 の例では、「RMAN バックアップ 2」復元後、7/2 11:00 に作成された「アーカイブログ 3」を適用し、さらに、最新の REDO ログを適用することにより、障害発生直前の状態に、データベースを復元することができます。

つまり、データベースを障害発生直前の状態に復元するためには、RMAN バックアップに加え、アーカイブログと REDO ログが無事であることが前提となります。アーカイブログと REDO ログは、前述の通り、多重化することができますので、必要であれば、多重化すると良いでしょう。

Recovery Manager バックアップの管理

RMAN は、不必要になった過去のバックアップとアーカイブログを、事前に行った設定に基づいて、削除することができます。

設定によっては、過去 3 世代分を残し、それより古いバックアップとアーカイブログを削除する、ということも可能です。

Plaza-i の既定の RMAN バックアップ設定では、最新の RMAN バックアップを取得した時点で、それより古い RMAN バックアップとアーカイブログを削除します。

図 1 の例では、Plaza-i の既定設定では、「RMAN バックアップ 2」の取得が完了した時点で、「RMAN バックアップ 1」と「アーカイブログ 1、2」が、削除されることになります。

なお、万一、「RMAN バックアップ 2」のバックアップを実行したが、何らかの理由で失敗した場合、「RMAN バックアップ 1」「アーカイブログ 1、2」は、削除されることなく、残ります。

これは、「RMAN バックアップ 2」が失敗したのであれば、「RMAN バックアップ 1」が、引き続き最新のバックアップであると認識されるためです。

その場合、仮に、図 1 の通り、7/2 16:00 に障害が発生しても、「RMAN バックアップ 1」、「アーカイブログ 1~3」が残っているため、障害発生直前の状態に復元することは可能です。

図 1 の例では、アーカイブログは 3 個だけですが、業務が繁忙期の時などは、1 日に何十個もアーカイブログが作成される場合があります。

古いバックアップとアーカイブログを削除せずに残していると、データベースサーバのディスク空き容量を使い切ってしまう可能性がありますので、不必要になった RMAN バックアップとアーカイブログは、必ず削除する必要があります。

Recovery Manager その他の機能

・ 圧縮バックアップ

RMAN は、データを圧縮してバックアップすることができます。圧縮する場合、CPU に負荷がかかり、バックアップの所要時間も長くなりますが、バックアップ用のディスク容量に余裕がない場合は、圧縮バックアップを採用しても良いでしょう。

・ 差分/増分バックアップ

データベースの容量が非常に大きく、フルバックアップに時間がかかる場合、休日にフルバックアップを取得し、平日は、差分/増分バックアップを取得する、という運用が可能です。

・ テープメディアへのバックアップ

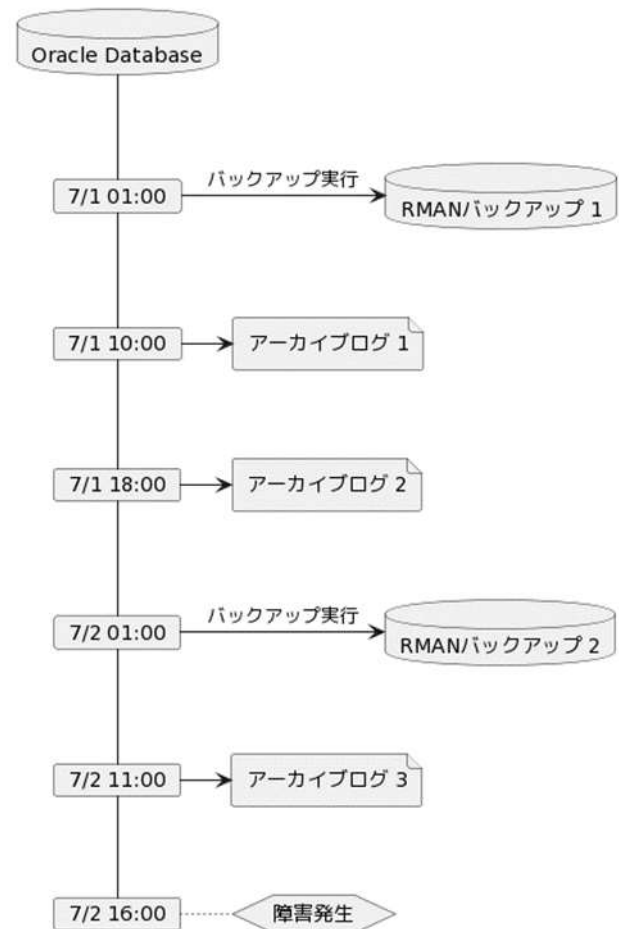
RMAN は、LTO 等のテープメディアに、直接バックアップを保存することができます。

・ データベースの複製

RMAN は、バックアップツールとしてだけでなく、アクティブなデータベースを複製するために使用することもでき

ます。Oracle Database 18c 以降では、PDB 単位でのデータベース複製も可能になりました。

図 1: Recovery Manager(RMAN) 運用イメージ



Internet Explorer 終了に伴いまして

サポート終了による影響

既にご存じかと存じますが、2022/06/16 に Internet Explorer(IE)のサポートが終了いたしました。サポートを終了することにより毎月配信されていた Windows Update の適用がなくなります。従いまして今後新たに見つかった脆弱性に関しては、パッチの適用が不可能となります。

また MS 社によると今後は適切に Windows Update が実施されておりましたら、Microsoft Edge が起動されるようになります。

今後の対応

Microsoft 社の後継のブラウザは Microsoft Edge となります。MS 社によりますと、Internet Explorer(以下 IE)の Microsoft Edge の機能に IE モードが内蔵されておりまして、それを使用することにより旧来の IE ベースの Web サイトを使用することが可能です。なお IE モードは MS 社によれば少なくとも 2029 年まではサポートするとのことでした。

参考 URL

<https://blogs.windows.com/japan/2021/05/19/the-future-of-internet-explorer-on-windows-10-is-in-microsoft-edge/>

ご使用の WEB サイトが IE のみしか対応していない場合には一時的な回避策として IE モードの使用で回避することができます。実際に IE モードを試してみました。

- ① Microsoft Edge を起動し、右上バーから設定を選択します。
- ② 既定のブラウザへ移動し、Internet Explorer モードでサイトの再読み込みを許可します。
- ③ Microsoft Edge を再起動します。



- ④ 再起動後に、Internet Explorer モードの追加から実際に IE から起動したいサイトを追加いたします。

追加後に追加したサイトにアクセスすると URL の下に IE モードになっていると表示されれば IE モードでそのサイトは動作しております。解除したい場合には追加した URL を削除すれば、IE モードを解除することが可能です。この方法で一時的には WEB サイトが IE のみしか対応していない場合であっても IE で使用することが可能です。



様々なブラウザ

Microsoft Edge の他にも代表的なブラウザとしては Google Chrome や OSS の Firefox などがあげられます。Google Chrome は OSS の Chromium プロジェクトを背後として Google 社が開発したブラウザとなります。なお Chrome のソースコードの大半は Chromium プロジェクトに基づき無料で使用できるとの記載がございます。

<https://www.google.com/intl/ja/chrome/terms/>

Linux のディストリビューションなどによく含まれるものとして、Chromium ブラウザがありますが、これは OSS のブラウザを Google 以外の第三者がビルドしたものとなります。

Microsoft 社の Microsoft Edge も Chromium をベースとして開発されております。よって Google Chrome と基盤技術が同様のため、同程度のパフォーマンスとみてよいかと存じます。Firefox は非営利企業の Mozilla が開発するオープンソースの Web ブラウザとなります。これは Chromium をベースとしていないため、別ブラウザとしての扱いとなります。上記の通りブラウザの垣根はなくなってきていますので、どれを使用しても基本的には問題ないと見て取れます。筆者もいくつかのブラウザを日常的に使用しておりますが、どれも大差ないと感じております。一般的には Microsoft 社の OS であれば IE モードも使用できる Microsoft Edge もしくは互換性の高い Google Chrome を選択し、それ以外の Unix 系 OS の場合には OSS の Firefox などの選択肢があげられます。今回は IE をトピックスとして取り上げましたが、OS 並びにソフトウェアには 5 年ない

し 10 年とライフサイクルが存在しますので、終了する前に移行いただくことを推奨いたします。もしこういった点でご不明な点がございましたら、弊社技術サポート部 03-5520-5330 内線 73(bassa@ba-net.co.jp)までお気軽にお問い合わせください。

II 機械のメンテナンスの管理

機械のメンテナンスについて問い合わせを受けた

機械のメンテナンスを行うにあたって、どのユーザにどのような機械があるかという問題があります。Plaza-i には DRS モジュールに商品在庫識別番号マスターというメニューがあり、商品コードと在庫識別番号単位で付加情報を記載することができます。その中に商品利用場所という項目があります。Plaza-i から入力した取引の場合、受注伝票のエンドユーザコードと連携して、売上時に商品在庫識別番号マスターに登録されます。問い合わせを受けた相手が代理店を通して販売先のエンドユーザだった場合は、商品利用場所で範囲指定を行って、設置している機械を確認することができます。一方で直販、代理店のいわゆる得意先から問い合わせが来た場合は、変更後得意先の範囲指定を行うことで、検索を行うことができます。変更後得意先は、商品在庫識別番号で変更ができますので、問い合わせ元が、代理店から管理会社へ変わった場合に変更を行い、変更後得意先の範囲指定に対応することができます。

メンテナンスの履歴を記録する

メンテナンス結果、問い合わせ内容を登録するには、商品在庫識別番号マスターの履歴タブで登録を行うことができます。問い合わせ内容や問い合わせの区分を設定することができます。こちらで入力した内容は別メニュー商品在庫識別番号履歴照会で機械を跨いで問い合わせ内容を照会、確認を行うことができます。

商品在庫識別番号マスター：商品構成タブ

V2.02.21 でリリースされている商品在庫識別番号マスターの商品構成タブを紹介致します。こちらは、機械のメンテナンスを行う業務を行う際に参考にする、管理しているシリアルに関する情報を登録しておくことができます。汎用品でももちろん機能しますが、特注で製作した機械に関する情報の管理には効果的な機能となります。見積上の補助資料として詳細な構成は記載済みでも、受注伝票では明細行 1 行で取引が進んでしまったり、納品、検収の過程で詳細な構成が追加されて当初の構成が変わってしまうこともあります。保守の段階に入った際に、こちらの構成を登録し、メンテナンス部署が実際に現場に行かなくても構成情報を確認できるようにするということが可能です。

物理的な構成を登録する

機械の設計情報や分解図をイメージして登録していきます。あらかじめ構成部品を商品マスターに登録しておき、商品コード、名称、を登録し、機械の展開番号として、順序番号を登録することができます。登録するタイミングとしては、納品時に機械の構成情報を受け取った時に登録します。入力する商品コードは諸口の商品コードで補足情報を記入しても問題ないですが、実際に取引で利用している商品コードを登録しておく、部品の破損の連絡を受けた際に、スペアパーツの調達をスムーズに行うことができます。備考欄もありますので、補足情報を登録しておくことができます。

メンテナンス対象を広げる

商品在庫識別番号マスターは入在庫予定が作成されたタイミングで自動作成します。さらに、手入力で登録することができます。手入力で登録できることによって、自社で仕入、販売した機械だけでなく、自社以外で販売した機械を登録することができます。例えば、メンテナンスの管理を依頼された自社で販売していないものでも、構成情報を確認し、登録を行って管理を行うことができます。

その他シリアル品の情報管理もできます。

商品在庫識別番号マスターにはユーザ定義情報やメモ情報を登録することができるので、メンテナンス以外にも様々な用途にも利用可能です。シリアル品の管理についてご要望があれば、弊社担当者まで御一報頂ければご提案致します。

II 操作ナビの活用

はじめに

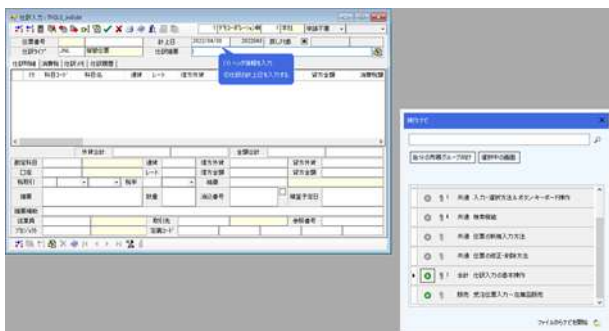
Plaza-i バージョン V2.02.21 以降、操作ナビという機能が追加されております。操作ナビ機能は、予め操作手順をマスター化しておき、視覚的に「次の操作」をヒントとして表示し、ナビゲーションさせる機能となります。筆者の導入事例の中でこの操作ナビを導入サポート時におけるトレーニング時にアクセス資料として利用したことがあります。本稿ではこの導入事例を共有し、操作ナビの活用について考察していきたいと思っております。操作ナビ機能について簡単に紹介します。より詳細な説明は以下の各ユーザーズガイド(以下 UG)をご参照ください。

操作ナビ機能について

まず始めに操作ログを登録します(UG:CMN 共通システム編、第4章ツールC、操作ログの記録C)。操作ログを取得しておくことで、後述のユーザナビマスターへの登録を簡略化できます。

次に、ユーザナビマスターに操作手順を登録します(UG:USR セットアップ、ユーザナビマスター)。先述の操作ログファイルを取り込みすることで、ユーザナビマスターへ登録することが可能です。操作ログからの登録後、操作ステップを本画面で保守することが可能で、ステップ順の変更、また個社の運用に合わせてステップに対してヒントを追加します。

最後に、操作ナビを起動し、入力のステップを視覚化します(UG:CMN 共通システム編、第4章ツールC、操作ナビC)。以下の画像イメージのように、操作ナビが起動され、入力ステップ順にユーザナビマスターで登録したヒントを表示させることが可能です。



操作ナビ作成方針の確定

筆者の導入事例では、実際の操作ナビへの登録を実施する前に、操作ナビの構成や作成粒度等を合意しておきました。構成を事前に決定しておくことで、手戻りを少なく作成していくことが可能になり、操作ナビの目次としても利用可能です。また、構成を考えるうえで、どの部分を操作ナビ化していくのか、そして操作ナビを業務単位で作成するのか、もしくは機能単位で作成するのか等、入力者がアクセスしやすいような構成作りをしていくことが大切になります。

導入・運用

操作ナビが一通り完成したら、実際に導入し、運用してみます。最初から完璧な操作ナビは作成できないと思いますので、実際の入力者の方からフィードバックをいただきながら、改訂していくのがよいと思います。実際の導入事例においても、トレーニング中にヒントを追記したり、不要なステップを削除したりとって保守作業は頻繁に発生しました。

また、導入後は日々の業務や作業が変化した場合も操作ナビをアップデートしていきます。ユーザナビマスターの追記や改訂は、行追加(削除)、上書き編集で変更可能なため、比較的容易に作業できます。

導入効果・評価

実際の導入効果として、筆者の所感となりますが、パワーポイントやワードファイルで作成した操作手順書と比較しても、直感的で分かりやすいと思います。特に Plaza-i を初めて触る入力者においては、操作ナビを活用することで、どの項目に何を入れるかが視覚的に分かるようになるため、導入初期段階、もしくはシステム入力者が変わるタイミングで、入力作業の引継ぎ資料としての効果は高い印象です。

また、操作ナビマスターの作成についても、操作ログから取込が可能のため、パワーポイント等で画像を切り貼りするよりも効率的に作成できる点は評価できると思います。

終わりに

本稿では操作ナビの活用について考察してきました。ワードファイルやパワーポイントでの操作手順書と比較しても作成が容易であり、導入効果も高いと考えております。

操作ナビの導入に際しては弊社のサポートが必要になりますので、ご興味を持たれましたら弊社コンサルタントまでご連絡ください。

II Plaza-i 最新バージョン情報

2022年7月15日時点の最新の Plaza-i バージョン情報をお知らせいたします。

- Plaza-i.NET V2.03.06.04

II NFT を取引した場合の課税関係について

1.はじめに

近年、整備されつつある NFT(Non-Fungible Token)市場をご存じでしょうか。約 75 億円でデジタルアート作品が取引されたことを耳にされた方も多いのではないでしょうか。

今回は NFT を用いた取引の課税関係について整理していきます。

2.NFT（非代替性トークン）とは

NFT の代表例でもあるデジタルアート作品は、これまで容易かつ無料でコピーがされており希少性が担保されていませんでした。しかし、データ破壊や改ざんが極めて難しいブロックチェーン技術の普及により所有証明が可能となった唯一無二のもの、それが NFT と呼ばれています。

3.所得税の課税関係について

国税庁タックスアンサーNo.1525-2 において以下の課税関係が公表されております。

いわゆる NFT が暗号資産などの財産的価値を有する資産と交換できるものである場合、その NFT を用いた取引については所得税の課税対象となります。

※財産的価値を有する資産と交換できない NFT を用いた取引については、所得税の課税の対象となりません。

◆役務提供などにより、NFT を取得した場合

- (1) 役務提供の対価として NFT を取得した場合は、事業所得、給与所得又は雑所得に区分されます。
- (2) 臨時・偶発的に NFT を取得した場合は、一時所得に区分されます。
- (3) 上記以外の場合は、雑所得に区分されます。

安定した生活を成立させるための継続取引であれば事業所得。上記に該当しないのであれば雑所得。勤務先から取得するのであれば給与所得の取り扱いとなります。

また、NFT は ETH(イーサリアム)等により購入するものであることから、ETH 等の取得時の価額と比べ NFT 購入時の ETH 等の価額が上昇している場合にはその差益については、雑所得の取り扱いとなります。

◆NFT を譲渡した場合

・ 譲渡した NFT が、譲渡所得の起因となる資産に該当し値上がり益がある場合には譲渡所得となります。

(注)NFT の譲渡が営利を目的として継続的に行われている場合は、譲渡所得ではなく、雑所得または事業所得に区分されます。

譲渡した NFT が譲渡所得の起因となる資産に該当しない場合は、雑所得(規模等によっては事業所得)に区分されます。

◆所得税のまとめ

取得した際は事業所得、給与所得、一時所得又は雑所得へ。

譲渡した際は譲渡所得、事業所得又は雑所得へ。

つまり、個々の取引の実態及び個々の状況に応じてそれぞれ区分されます。

4.消費税の課税関係について（法人が取得）

続きまして、国税庁でまだ指針が公表されていない「法人が NFT を取得した場合の消費税の課税関係」について個人

的見解を述べます。

◆NFT の取引が課税の対象となる取引か否か

以下の 4 要件を満たす場合、課税の対象となります。

- (1) 国内において行われるものであること。
 - (2) 事業者が事業として行うものであること。
 - (3) 対価を得て行われるものであること。
 - (4) 資産の譲渡等であること。
- (2)~(4)については、法人取引の場合充足すると考えられるため、主に(1)の国内取引判定及び非課税取引の該当の可否について検討をします。

◆国内取引の判定

消費税の判定においてカギを握る国内取引の判定は、原則として譲渡が行われる時におけるその資産の所在場所が国内にあるか否かによります。

しかし、NFT については資産の所在場所が明らかではないことも想定されます。その場合は、譲渡を行う者の事務所等の所在地で判定することになると考えられます。

上記を前提とした場合、法人が非居住者から購入する場合は、事務所等の所在地が国外にあることから国内取引に該当せず、消費税法の課税の対象となる取引には該当しません。

それに対し、法人が居住者から購入する場合は、事務所等の所在地が国内にあることから国内取引に該当するものであると考えられます。

◆非課税取引の該当可否

消費税法は、社会政策的見地等により限定列举する形で一定の取引について非課税取引と規定しております。

例えば、暗号資産については限定列举されているうちの“支払手段その他これらに類するもの”に該当するため非課税取引とされております。

それに対し、NFT は上記支払手段の譲渡に該当せず、その他の非課税取引として限定列举されている取引にもあたらないため、非課税取引には該当しません。

◆消費税の取り扱いまとめ

上記を踏まえますと、非居住者から NFT を購入した場合は、国内取引に該当しないため、仕入税額控除をとることができません。

それに対し、居住者から NFT を購入した場合は、上記 4 要件を満たし、かつ、非課税取引に該当しないため仕入税額控除をとることができると考えます。

5.おわりに

当該コラムを最後までお読みになった読者の方々は NFT に既に興味を持っている方が多いことでしょう。

実際に取引経験がある方又は取引の検討をされている方は早期に税理士等の意見を取り入れることを推奨いたします。

なお、消費税や法人税の取り扱いについては、まだ国税庁の見解が公表されておりませんので、今後も国税庁の動向に注目する必要があります。

II インボイス制度導入に伴う免税事業者取引の対応

1.はじめに

令和5年10月1日から、適格請求書保存方式（以下「インボイス制度」といいます。）が実施されます。インボイス制度は、仕入先事業者が所定の記載事項を満たした適格請求書（以下「インボイス」といいます。）を発行し、買い手事業者にてインボイスを保存することで、適用税率や消費税額等を明らかにするための制度です。

インボイス制度実施後に仕入税額控除を行うためには、仕入先事業者からインボイスの交付を受け、これを保存することが必要となりますが、インボイスを発行できるのは所轄税務署長の登録を受けた課税事業者のみであり、消費税の納税義務が免除される免税事業者は、インボイスを発行することができません。そのため、買い手事業者は、免税事業者からの仕入れにつき仕入税額控除を行うことができなくなり、このままでは納付すべき消費税の負担額が増加することになります。そこで、買い手事業者が取りうる消費税負担増の対応策が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」といいます。）、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」）に抵触しないか検討する必要があります。この点、「週刊税務通信 No3707 令和4年6月13日号」17頁目にインボイス制度 免税事業者取引の対応のポイントという記事がありましたので、一部抜粋してご紹介します。

2.免税事業者取引の対応

①課税事業者への転換を要請してもよい

インボイス制度下では、インボイスを発行できない仕入先免税事業者との取引につき、買い手事業者は仕入税額控除ができなくなります。そこで、買い手事業者としては、仕入先免税事業者に対して、課税事業者となってインボイスを交付するよう求めることが考えられます。しかし、課税事業者への転換により、仕入先免税事業者には、これまで納付が免除されていた消費税を負担しなければならないという不利益が生じることとなりますのでこのような要請が独禁法で禁止されている優先的地位の濫用や下請法違反になるのではないかという検討が必要になります。

この点、免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A（以下「インボイス対応 Q&A」といいます。）のQ7第6項にて以下の記載があります。

インボイス対応 Q&A の Q7 第 6 項【登録事業者となるような態様】

課税事業者が、インボイスに対応するために取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することがあります。このような要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、課税事業者になるよう要請することにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それに応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。

買い手事業者としては、課税事業者としての登録を要請する際は、あくまで仕入先免税事業者の任意の判断に委ねつつ、これに応じられなかった場合は、取引価格の引下げ等を求めて、仕入先免税事業者との取引において増加する経済的負担の分配を目指すことが対応策として考えられます。

②取引価格の引下げを求めてもよい

買い手事業者としては、インボイスを発行できない仕入先免税事業者との取引につき、仕入税額控除を行うことができなくなるため、従前よりも消費税の負担が増加することになります。そこで、仕入先免税事業者に対し、取引対価を引き下げることによって、増加する負担をカバーしようと考えられます。しかし、「買いたたき」は優先的地位の濫用行為の典型例であり、また下請法による親事業者の禁止行為としても挙げられていますので、仕入先免税事業者に対する「取引対価の引下げ要請」が買いたたきに該当し、優先的地位の濫用や下請法違反となるのではないかが問題となります。この点、インボイス対応 Q&A の Q7 第 1 項にて以下の記載があります。

インボイス対応 Q&A の Q7 第 1 項【取引対価の引下げ】

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優先的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

買い手事業者は、仕入先免税事業者に取引対価の引下げを要請するにあたっては、上記記載の通り、具体的な検討が求められることとなります。ただ、仕入先免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担額を把握していないことがほとんどでしょうから、まずは、仕入先免税事業者から、仕入れや諸経費の内容や原価率・経費率といった情報を無理のない範囲で提供してもらい、少なくとも、そのような仕入れや諸経費に対する消費税分を仕入先免税事業者に負担させることにならない範囲で取引対価を取り決めるよう努めるべきことが考えられます。

3.おわりに

インボイス制度の導入に伴い社内体制を整備することが必要となります。買い手事業者は、免税事業者取引に係る消費税の負担増の対応策が、独禁法及び下請法に抵触していないかご確認ください。